

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和八年一月二十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年七月一日奈良県指令建第一一四一一七四号

令和七年十二月十八日奈良県指令建第一一四一一七四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年一月九日建第一〇五四一号
公共施設に関する工事の検査済証 令和八年一月九日建第六〇四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市嘉幡町三四〇番一、三四一一番一、三四二番一及び四二六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市泉町一丁目三三番一

株式会社SBC 代表取締役 太田理恵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市嘉幡町四二六番一の一部

水路 天理市嘉幡町四二六番一の一部